

勝山公園鷗外橋西側橋詰広場における便益施設等の公募設置等指針

1 公募設置等指針の名称

勝山公園鷗外橋西側橋詰広場における便益施設等の公募設置等指針

2 公募対象公園施設の種類

便益施設

3 公募対象公園施設の場所

- (1) 位置 北九州市小倉北区城内 勝山公園
- (2) 事業対象面積 約3,200平方メートル
- (3) 便益施設建築可能面積 約200平方メートル
- (4) 用途地域 商業地域
- (5) その他 市街化区域、都市計画公園区域、景観重点整備地区及び準防火地域

4 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

平成29年11月

5 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

1平方メートル当たり 1月につき200円

6 特定公園施設の建設に関する事項

(1) 特定公園施設の種類の

便益施設周辺の外構

(2) 特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法

整備費のうち、1,300万円を上限として、市が費用を負担する。

7 利便増進施設の設置に関する事項

利便増進施設は、設置しない。

8 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項

都市公園が利用者にとって常に快適な空間となるよう、特定公園施設など周辺の園地における清掃、植栽管理等の都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置に関する提案を行うこと。

9 都市公園法第5条の5第1項の認定の有効期間

20年

10 設置等予定者を選定するための評価の基準

- (1) 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備計画の妥当性
- (2) 公募対象公園施設及び特定公園施設の運営計画の妥当性

(3) 公募対象公園施設及び特定公園施設の管理計画の妥当性

(4) 収支計画の妥当性

(5) 提案価額

11 この指針に定めるもののほか、公募の実施に関して必要な事項は、募集要項で定める。